

令和8年第4回（9月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 58 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1P
議第 59 号	教育委員会委員の任命について	2P
議題 60 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3P
議題 61 号	宮津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱い事務の変更について	4P
議題 62 号	宮津市行政手続条例の一部改正について	5P
議題 63 号	宮津市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	9P
議題 64 号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	11P
議題 65 号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	13P
議題 66 号	宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	15P
議題 67 号	宮津市市税条例の一部改正について	17P
議題 68 号	宮津市景観条例の一部改正について	34P

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第58号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

固定資産評価審査委員会委員3人のうち1人の委員の任期が、9月30日で満了となるため、委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【選任予定者】

氏 名	任 期	その他
たなか ひろし 田中 博	令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	再任（2期目）

◆参考（非改選委員）

氏 名	任 期
いなおか ひでし 稲岡 英志	令和7年10月1日～令和10年9月30日
たむら みさ子	令和7年10月1日～令和10年9月30日

◆提案の根拠法令（地方税法）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条第3項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意得て、市町村長が選任する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

○宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）
（固定資産評価審査委員会の設置）
第79条第2項 審査委員会は、委員の定数を3人とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係(45-1616)

添付資料

議第58号

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第59号

教育委員会委員の任命について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

教育委員会委員４人のうち１人の委員の任期（４年）が、９月３０日で満了となるため、委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【任命予定者】

氏 名	任 期	その他
おざき 尾崎 りかこ 里花子	令和8年10月1日～ 令和12年 9 月30日	再任

◆提案の根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
（任命）

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

◆参考【非改選委員】

林 亘浩	令和7年10月1日～令和11年9月30日	(1期目)
伊藤 正	令和6年10月1日～令和10年9月30日	(2期目)
藤井 陽子	令和5年10月1日～令和9年9月30日	(2期目)

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

教育委員会委員は4人

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するもの教育委員会においては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの教育委員会においては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

学校教育課 学校教育係 (45-1641)

添付資料

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第60号

人権擁護委員候補者の推薦について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員7名のうち2名の任期（3年）が12月31日で満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦について議会の意見を求めるもの。

◆提案の概要【推薦予定者】

氏 名	任 期	その他
かわしま ともこ 河嶋 知子	令和9年1月1日～ 令和11年12月31日	新 任
ささき よしてる 佐々木義照	令和9年1月1日～ 令和11年12月31日	新 任

◆参考（在任中の委員）

氏 名	任 期
平田 栄徳	令和7年1月1日～令和 9年12月31日
矢谷 宣弘	令和7年7月1日～令和10年 6月30日
吉田 佳子	令和7年7月1日～令和10年 6月30日
京谷 安泰	令和8年1月1日～令和10年12月31日
柳川 聡	令和8年1月1日～令和10年12月31日

◆提案の根拠法令（人権擁護委員法）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

【政策等の背景・提案までの経過】

○人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。
国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

市民環境課人権啓発係(22-4622)

議第60号

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第61号

宮津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

市内2か所の郵便局（天橋立郵便局・宮津郵便局）へのマイナンバーカード関連事務の事務委託について、戸籍の振り仮名記載における関係法令の改正により、新たに、マイナンバーカードの券面記載事項変更の手続きを追加するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

◆提案の概要

指定する郵便局で取り扱う事務の変更（追加）

現行	変更後
電子証明書の発行・更新 暗証番号の初期化（再設定）	電子証明書の発行・更新 暗証番号の初期化（再設定） 券面記載事項変更

◆事務の変更開始予定

令和8年11月

◆提案の根拠法令

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項（郵便局の指定等）

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 地方公共団体は、日本郵便株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・ R3.5.19 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の一部改正施行（マイナンバーカード関連事務）
- ・ R8.2.9 市内2か所の郵便局（天橋立郵便局、宮津郵便局）で手続開始
- ・ R8.5.26 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第4号施行

【市民参加の状況】

- ・ マイナンバーカード保有枚数率
R8.6末現在：宮津市81.3% 全国83.4% 京都府80.4%
- ・ 本市本籍人の住民票への振り仮名初期登録一斉送信：R8.10末

【政策等の効果及び費用】

- ・ 身近な郵便局で手続が可能となることによる市民の利便性の向上
- ・ 市役所窓口の混雑緩和と事務の効率化（窓口分散化）

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 2,935千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

府内の導入自治体

- ・ 京都市3局
- ・ 木津川市5局（券面記載事項変更を含めて実施）
- ・ 綾部市3局（ 〃 ）

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト —

テーマ別戦略 —

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

市民環境課 市民窓口係（45-1614）

添付資料

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第62号	宮津市行政手続条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 行政手続法等に係る公示送達の方法を定める省令の公布に準拠し、本市条例について、所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 公示送達に係る書面の掲示方法の変更 【現行】 庁舎掲示場 ↓ 【改正後】 庁舎掲示場 及び インターネット ◆施行日 公布の日 <参考> 公示送達： 不利益処分を行う際に相手の所在が判明しない場合、不特定多数が閲覧できる状態で、一定期間、書面を掲示することにより、当該相手方へ通知したものとみなす手続き。		【政策等の背景・提案までの経過】 令和5年6月16日 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 公布 令和7年11月28日 行政手続法及び行政不服審査法に係る公示送達の方法を定める省令の公布 令和7年12月17日 上記の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布 行政手続法に定める公示送達の施行日 令和8年5月21日 【市民参加の状況】 — 【政策等の効果及び費用】 インターネット掲示による利便性の向上 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円 【他の自治体の類似する政策との比較】 近隣自治体においては同様の条例改正を実施済	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係 総務課 情報推進係（45-1602）	添付資料 ・新旧対照表

宮津市行政手続条例（平成8年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（聴聞の通知の方式） 第15条 （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとなす。</u>	（聴聞の通知の方式） 第15条 （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> <u>によって行うことができる。</u> 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることに</u>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日_____から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日_____から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日_____の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」

よって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」

とあるのは「第28条」と、_____「同項 第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、_____第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」と
あるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは、「同条各号」
と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第
4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と
読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(經過措置)

2 この条例による改正後の宮津市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条第22条第3項（第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和 8 年 9 月定例会

議第63号	宮津市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	区分	条例の改正
用条項の変更	【政策等の背景・提案までの経過】		
	令和7年 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2に規定される認可地縁団体制度について、令和7年の地方分権提案において、認可地縁団体の認可等に係る告示について、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者の住所を告示することの見直しを求める旨の提案があり、必要な措置を講ずるとされた。		
	令和8年6月30日 地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布 令和8年10月1日 上記改正省令の施行		
	【市民参加の状況】		
	-		
	【政策等の効果及び費用】		
	-		
	■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円		
	【他の自治体の類似する政策との比較】		
	近隣自治体においては同様の条例改正を実施予定		
れば記載	担当課・係	添付資料	
	総務課 情報推進係（45-1602）	・新旧対照表	

宮津市認可地縁団体印鑑条例（平成4年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（登録申請の確認） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請書が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	（登録申請の確認） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請書が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 <u>附 則</u> この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第64号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 市長の給料の額の特例として行っている減額措置を延長するもの。 ◆提案の概要 市長の給料の額の特例措置の延長 前任期末の令和8年7月1日まで実施していた市長の給料の5%減額措置を令和9年3月31日まで延長するもの。 820,000円 → 779,000円 △41,000円 (△5%) ◆施行日 公布の日から施行し、令和8年7月2日から適用する。		【政策等の背景・提案までの経過】 ～R6. 3. 31 : 本則額900,000円において△20%特例措置 R6. 4. 1 : 本則額を820,000円に改定 △5%特例措置 (R7. 3. 31まで) R7. 4. 1 : △5%特例措置延長 (R8. 3. 31まで) R8. 4. 1 : △5%特例措置延長 (R8. 7. 1まで) 【市民参加の状況】 【政策等の効果及び費用】 ・ 市長の給料減額措置 △368千円 ■ 予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円 【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)	添付資料 ・ 新旧対照表

議第64号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（給料） 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 市長 月額820,000円 副市長 月額670,000円 附 則	（給料） 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 市長 月額820,000円 副市長 月額670,000円 附 則 <u>13 令和8年7月2日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額779,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、令和8年7月2日から適用する。</u>

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第65号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

学校運営協議会委員及び幼稚園評議員については、これまで「宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」及び「宮津市幼稚園評議員取扱要綱」の規定によりその身分及び報酬を定め、委員報酬を無報酬としていた。

昨年度、学校運営協議会委員、幼稚園評議員は地方公務員法第3条第3項第2号に規定される特別職の非常勤地方公務員の身分を有することから、地方自治法第203条の2の規定により報酬の支給が義務付けられる旨の京都府教育委員会からの情報提供を踏まえ、当該委員の身分並びに報酬を「宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定することとしたもの。

◆提案の概要

- 「宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に学校運営協議会委員、幼稚園評議員の身分及び報酬を新たに規定するもの
- 委員報酬単価の設定 1,000円/回

◆施行日

- ・公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【政策等の背景・提案までの経過】

- 宮津市幼稚園評議員取扱要綱（H13.4.1施行）
- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（H29.4.1施行）
- 宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（H31.4.1施行）
- 宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正（R8.4.1施行）

・本市においては、従来から学校評議員制度を活用していたが、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）はより保護者・地域住民等の学校運営等への参画が保障された制度であるため、令和2年度から本制度を推進、現在全小中学校において学校運営協議会（コミュニティスクール）を設置。

【市民参加の状況】

- ・PTA代表、主任児童委員、公民館長、公民館主事、自治連合会長、学識経験者（元小学校長）、自治会長、婦人会代表、老人会代表、校長ほか
- ・宮津学院15名、栗田学院14名、吉津小学校15名、府中小学校14名、日置小学校12名

【政策等の効果及び費用】

- ・学校運営協議会報酬 560,000円、費用弁償 95,000円
- ・幼稚園評議員 報酬 24,000円、費用弁償 5,000円

R8当初 0千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・学校運営協議会委員への報酬の支払い
R8.4から 福知山市、綾部市、京丹後市
R8年度中から 城陽市
未定 亀岡市
- ・R8年度以前の遡及支給
支給しない：福知山市、綾部市、城陽市
支給：京丹後市

※本市では、これまで委員・評議員を無報酬で引き受けていただいた経緯等を踏まえ遡及支給しないこととするもの。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

住みたい、住み続けたいまちづくり

- ・第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画
- ・宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画

担当課・係

教育委員会事務局 学校教育課
学校教育係（45-1641）

添付資料

- ・新旧対照表

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(1)～(53)（略）		(1)～(53)（略）	
		(54) 学校運営協議会委員	日額 1,000円
(54)～(56)（略）		(55)～(57)（略）	
		(58) 幼稚園評議員	日額 1,000円
(57)～(62)（略）		(59)～(64)（略）	
		附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第54号及び第58号の規定は、令和8年4月1日から適用する。	

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第66号

宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

人事院規則の改正において、災害応急作業等に従事する職員の手当額が改正されたことを踏まえ、本市においても国に準拠し、改正するもの。

◆提案の概要（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当額の改正）

人事院規則の手当額に準拠し、1日につき1,120円、著しく危険であると認められる地域での活動においては1日につき2,240円とする。

改正前		改正後	
市内	(1) 1日5時間以上： 1日につき1,000円	(市内・市外を問わず)	(1) 1日につき1,120円 (2) 1日につき2,240円 ※著しく危険であると認められる区域での作業
	(2) 1日5時間未満： 1日につき800円		
市外	(1) 1日につき1,000円		
	(2) 1日につき1,680円 ※著しく危険であると認められる区域での作業		

◆施行日及び適用日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・ R8. 4. 8：人事院規則（特殊勤務手当）の一部改正の公布

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

近隣市町も同様に改正

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

・新旧対照表

議第66号

宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当） 第7条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の作業に従事した職員に対して支給する。 （1）<u>宮津市災害対策本部長が指示し、かつ、著しく危険と認める</u> <u>災害応急作業等</u> （2）国、地方公共団体等からの要請に基づき、本市の区域外に派遣され行う災害応急作業等 （新設） <u>2 前項第1号の手当の額は、次に掲げる区分により支給する。</u> （1）<u>1日5時間以上の場合1日 1,000円</u> （2）<u>1日5時間未満の場合1日 600円</u> <u>3 第1項第2号の手当の額は、</u><u>1日につき</u> <u>1,000円とする。ただし、災害応急作業等が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、1日につき1,680円とする。</u>	（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当） 第7条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の作業に従事した職員に対して支給する。 （1）<u>国、地方公共団体等の職員が本市に派遣される規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所で行う災害応急作業等</u> （2）国、地方公共団体等からの要請に基づき、本市の区域外に派遣され行う災害応急作業等 （3）<u>前2号の災害応急作業等に相当すると市長が認めるもの</u> （削る） <u>2 前項 各号</u>の手当の額は、<u>災害応急作業等に従事した日1日につき1,120円とする。ただし、災害応急作業等が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、1日につき2,240円とする。</u> 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>

議案参考資料
令和8年9月定例会

議第67号

宮津市市税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和8年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)等が令和8年3月31日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 個人市民税

①住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長

・適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用

②特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備

区分	現行	改正後
課税方式	総合課税	分離課税
市民税所得割の税率	6%	3%

2 固定資産税

①免税点の見直し

・物価指数等が上昇していることを踏まえ、免税点の見直しを行うもの

区分	現行	改正後
土地	30万円	変更なし
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

②再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例

・ペロブスカイト太陽電池等の特例率を定めるもの

※ペロブスカイト太陽電池の場合は、課税標準額を1/2とするもの

3 その他条文整理 引用条項ずれ等に伴う改正

◆施行日

1 ①…令和9年1月1日

1 ②…金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

2 ①…令和9年4月1日 2 ②…公布の日

3…令和9年1月1日、令和10年1月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和8年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)
- ・令和8年3月31日公布 地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)
- ・令和8年3月31日公布 地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(令和8年総務省令第44号)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

税務・国保課税務係(45-1612)

添付資料

・新旧対照表

議第67号

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（寄附金税額控除） 第35条の6 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに	（寄附金税額控除） 第35条の6 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに

係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに

係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに

限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900

限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る

。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第56条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日

万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(4) 削除

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する ことができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が、平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円_____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が、平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の

の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項又は附則第15条の3第1項

の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項

所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項、附則第15条の3第1項又は附則第15条の4第1項の

規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含

_____に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

_____に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第13条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、

第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4の2 (略)

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の5の2 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の5 (略)

第15条の6 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の6 (略)

第15条の7 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条の2第1項ただし書、第37条の3の2及び第37条の3の3の改正規定並びに附則第3条の改正規定及び附則第4条の3第1項の改正規定(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。)並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第35条の6第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第6条第5項の改正規定及び附則第13条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第4条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第15条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正す

る法律（令和８年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）

第37条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第37条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の宮津市市税条例第37条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２ 前条第１号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例附則第４条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋

とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第13条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第13条の

2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第15条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第63条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案参考資料 令和 8 年 9 月定例会		議第68号	宮津市景観条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行に伴い、景観法の一部が改正されることから、所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 引用条項のずれによる改正を行う。 <該当部分> 条例第 9 条（届出を要しないその他の行為） 【現 行】法第16条第 7 項第11号 【改正後】法第16条第 8 項第12号 ◆施行日 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日から施行する。			【政策等の背景・提案までの経過】 令和 8 年 5 月 27 日 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）公布 ※景観法の一部改正を含む法律 ※公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行		
			【市民参加の状況】		
			【政策等の効果及び費用】		
			■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円		
			【他の自治体の類似する政策との比較】		
【第7次宮津市総合計画との整合】					
重点プロジェクト		—			
テーマ別戦略		—			
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載			担当課・係		添付資料
			都市住宅課 都市計画係（45-1630）		・新旧対照表

宮津市景観条例（平成26年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（届出を要しないその他の行為） 第9条 <u>法第16条第7項第11号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）・（2）（略）	（届出を要しないその他の行為） 第9条 <u>法第16条第8項第12号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）・（2）（略） <u>附 則</u> <u>この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。</u>

